

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月12日
【中間会計期間】	第26期中（自2025年7月1日 至2025年12月31日）
【会社名】	ペイシス株式会社
【英訳名】	Basis Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉村 公孝
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-6435-9907（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 今井 未来也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-6435-9907（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 今井 未来也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 中間連結会計期間	第26期 中間連結会計期間	第25期
会計期間	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	3,920,492	4,161,067	7,984,144
経常利益 (千円)	83,915	117,237	167,855
親会社株主に帰属する中間(当期)純 利益 (千円)	50,933	69,934	96,644
中間包括利益又は包括利益 (千円)	50,933	69,934	96,644
純資産額 (千円)	1,996,381	2,111,856	2,046,592
総資産額 (千円)	4,064,905	3,785,898	3,717,500
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	27.64	37.55	52.34
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益 (円)	27.39	37.55	52.17
自己資本比率 (%)	49.1	55.5	55.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	183,607	42,914	464,976
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	34,350	28,863	52,164
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	48,038	33,867	466,037
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高 (千円)	1,072,076	965,550	917,631

(注)当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当社グループは、インフラ業界における「通信インフラ構築のノウハウ・スキル」に「最新テクノロジー」を掛け合わせたインフラテック事業 (infrastructure × Technology) を展開しております。通信・電力・ガスなどのインフラ事業者に対し、通信インフラの設計・施工・運用・保守、ならびに各種プロジェクト支援サービスを提供しております。

当社グループの事業系統図は下記のとおりあります。



## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態の状況

##### (資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は3,085,088千円で前連結会計年度末に比べ71,351千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加47,919千円、仕掛金の増加62,757千円、その他の流動資産の増加32,906千円が、売掛金の減少64,642千円を上回ったことによるものであります。固定資産は700,809千円で前連結会計年度末に比べて2,954千円減少いたしました。これは主にのれん、顧客関連資産の償却費が、ソフトウェア仮勘定の増加11,062千円等の増加要因を上回ったことによるものであります。この結果、資産合計は3,785,898千円となり、前連結会計年度末に比べ68,397千円増加いたしました。

##### (負債)

当中間連結会計期間末における流動負債合計は1,443,200千円で前連結会計年度末に比べ27,867千円の増加となりました。これは主に短期借入金の増加100,000千円が、未払金の減少57,308千円、未払法人税等の減少13,478千円を上回ったことによるものであります。固定負債は230,841千円となり、前連結会計年度末に比べ24,734千円の減少となりました。これは長期借入金の返済22,500円によるものであります。この結果、負債合計は1,674,041千円となり、前連結会計年度末に比べ3,133千円増加いたしました。

##### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、2,111,856千円で前連結会計年度末に比べ65,263千円の増加となりました。これは、中間純利益による利益剰余金の増加69,934千円が自己株式の取得による減少19,260千円を上回ったことによるものであります。この結果、自己資本比率は55.5%となり、1株当たり純資産額は1,138円65銭となりました。

#### (2) 経営成績の状況

当中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日）におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善などにより緩やかに回復しているものの、米国の通商政策に起因する景気の下振れリスクに加え、継続的な物価上昇による個人消費の減速懸念などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループの業績概況は以下のとおりであります。

モバイルエンジニアリングサービスにおいては、通信キャリア各社における設備投資の抑制が依然として続いているものの、スマートセル設置やインテグレーション関連の案件拡大が寄与し、売上高は底堅く推移しました。

IoTエンジニアリングサービスにおいては、主力のスマートメーターの設置・交換などの案件に加えて、ネットワークカメラやセンサー等のIoT機器、テナントメーターや太陽光発電設備関連の設置案件が順調に拡大し、当第2四半期として過去最高売上高を更新しました。これは、当社が自社開発している現場作業DXクラウド「BLAS（プラス）」を活用し効率的な現場作業を実現していること、および、日本全国をカバーできる幅広いサービスデリバリー体制を構築していることが功を奏し、同事業の成長を力強く牽引したことによるものです。

ITエンジニアリングサービスについても、ITインフラ関連の引き合いが増えており、特にコンビニエンスストアや金融店舗向けのネットワーク回線の切り替え案件が売上伸長に寄与しました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高4,161,067千円（前年同期比6.1%増）、営業利益119,373千円（前年同期比30.1%増）、経常利益117,237千円（前年同期比39.7%増）、親会社株主に帰属する中間純利益69,934千円（前年同期比37.3%増）となりました。

なお、当社グループはインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、サービス別の売上内訳といたしましては、モバイルエンジニアリングサービス1,634,378千円（前年同期比7.1%減）、IoTエンジニアリングサービス1,796,326千円（前年同期比17.6%増）、及びその他730,362千円（前年同期比15.3%増）となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間において、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、965,550千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、42,914千円の収入（前中間連結会計期間は183,607千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益117,237千円、減価償却費28,917千円、売上債権の減少64,642千円といった増加要因が、棚卸資産の増加62,706千円、未払金の減少57,308千円および法人税等の支払額62,197千円といった減少要因を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、28,863千円の支出（前中間連結会計期間は34,350千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出23,234千円および保険積立金の積立による支出4,238千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、33,867千円の収入（前中間連結会計期間は48,038千円の支出）となりました。これは主に短期借入金の増加100,000千円が、長期借入金の返済による支出22,500千円および自己株式の取得による支出45,141千円といった減少要因を上回ったことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,248,400
計	6,248,400

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,889,679	1,889,679	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は 100株であります。
計	1,889,679	1,889,679	-	-

(注)中間会計期間末現在及び提出日現在の発行済株式数のうち3,309株は、譲渡制限付株式報酬として、  
金銭報酬債権(4百万円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2025年 8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12
新株予約権の数(個)	472(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 47,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,104(注)1,2
新株予約権の行使期間	自 2028年10月1日 至 2032年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,104(注)2 資本組入額 1,052

新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に定める条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計に相当する個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 2027年6月期から2030年6月期までのいずれかの期において、EBITDAが10億円を超過した場合：行使可能割合70%</p> <p>(b) 2026年6月期から2028年6月期までのいずれかの期において、連結売上高が100億円を超過した場合：行使可能割合30%</p> <p>なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）における売上高の額をもって判定するものとし、EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書。以下同様。）等における営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の役員、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、合理的な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

新株予約権の発行時(2025年8月29日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」 から に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

（注）1.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要領で定める「新株予約権の取得に関する事項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記3に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 33
新株予約権の数(個)	517(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,104(注)1,2
新株予約権の行使期間	自 2028年10月1日 至 2032年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,104(注)2 資本組入額 1,052

新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に定める条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の合計に相当する個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 権利行使期間の開始日以降：行使可能割合30%</p> <p>(b) 2027年6月期から2030年6月期までのいずれかの期において、EBITDAが10億円を超過した場合：行使可能割合50%</p> <p>(c) 2026年6月期から2028年6月期までのいずれかの期において、連結売上高が100億円を超過した場合：行使可能割合20%</p> <p>なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）における売上高の額をもって判定するものとし、EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書。以下同様。）等における営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、合理的な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

新株予約権の発行時(2025年8月29日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」 から に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

（注）1. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」のほか、発行要領で定める「新株予約権の取得に関する事項」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記3に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### （3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### （4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年7月1日～ 2025年7月14日 (注)1	5,500	1,887,819	660	338,378	660	289,178
2025年11月20日 (注)2	1,860	1,889,679	1,530	339,909	1,530	290,709

（注）1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 譲渡制限付株式の発行によるものであります。

( 5 ) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ワイスマネージメント株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目10-8	861	46.43
吉村 公孝	東京都港区	326	17.56
ペイシスグループ従業員持株会	東京都港区芝公園2丁目4-1	100	5.40
株式会社日本カストディ銀行(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	24	1.31
宮崎 裕之	福井県福井市	16	0.86
山下 淳史	神奈川県川崎市中原区	14	0.75
勝見 憲一郎	岐阜県大垣市	13	0.70
山森 正雄	東京都中央区	10	0.53
J.P.MORGAN SECURIT IES PLC (常任代理人 JPモルガン証券株式 会社)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-3)	8	0.45
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	8	0.43
計	-	1,381	74.45

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を四捨五入して表示しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は24千株であり、  
その内訳は、投資信託設定分24千株となっております。

( 6 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,853,100	18,531	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,679	-	-
発行済株式総数	1,889,679	-	-
総株主の議決権	-	18,531	-

( 注 ) 単元未満株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) ペイシス株式会社	東京都港区芝公園 2丁目4番1号	34,900	-	34,900	1.85
計	-	34,900	-	34,900	1.85

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

( 1 ) 【中間連結貸借対照表】

( 単位 : 千円 )

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	917,631	965,550
売掛金	1,756,377	1,691,734
仕掛品	281,756	344,514
前払費用	56,716	49,128
その他	1,254	34,160
流動資産合計	3,013,736	3,085,088
固定資産		
有形固定資産		
建物	124,354	124,354
減価償却累計額	24,301	28,318
建物(純額)	100,053	96,035
工具、器具及び備品	44,435	45,627
減価償却累計額	25,308	28,203
工具、器具及び備品(純額)	19,127	17,423
有形固定資産合計	119,180	113,459
無形固定資産		
のれん	80,806	74,510
顧客関連資産	166,752	160,126
ソフトウェア	84,415	81,210
ソフトウェア仮勘定	15,372	26,435
無形固定資産合計	347,347	342,282
投資その他の資産		
繰延税金資産	50,339	50,339
その他	186,896	194,729
投資その他の資産合計	237,235	245,068
固定資産合計	703,763	700,809
<b>資産合計</b>	<b>3,717,500</b>	<b>3,785,898</b>

( 単位 : 千円 )

	前連結会計年度 ( 2025年 6月30日 )	当中間連結会計期間 ( 2025年12月31日 )
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	351,507	348,364
短期借入金	300,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	45,000	45,000
未払金	137,115	79,806
未払費用	257,770	274,741
未払法人税等	80,112	66,634
賞与引当金	133,267	131,366
預り金	29,565	32,853
株主優待引当金	6,300	6,888
その他	74,693	57,543
<b>流動負債合計</b>	<b>1,415,332</b>	<b>1,443,200</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	198,750	176,250
退職給付に係る負債	12,096	11,890
繰延税金負債	44,729	42,700
<b>固定負債合計</b>	<b>255,575</b>	<b>230,841</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,670,908</b>	<b>1,674,041</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	337,718	339,909
資本剰余金	288,518	290,709
利益剰余金	1,450,641	1,520,576
自己株式	30,286	49,546
<b>株主資本合計</b>	<b>2,046,592</b>	<b>2,101,648</b>
<b>新株予約権</b>	-	10,207
<b>純資産合計</b>	<b>2,046,592</b>	<b>2,111,856</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,717,500</b>	<b>3,785,898</b>

(2)【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
売上高	3,920,492	4,161,067
売上原価	3,015,344	3,170,768
売上総利益	905,148	990,299
販売費及び一般管理費	813,382	870,926
営業利益	91,766	119,373
営業外収益		
受取利息	56	732
受取保険金	-	34
消費税差額	0	372
その他	100	214
営業外収益合計	156	1,353
営業外費用		
支払利息	3,288	3,317
株式交付費	30	90
保険解約損	4,688	-
その他	-	82
営業外費用合計	8,007	3,489
経常利益	83,915	117,237
税金等調整前中間純利益	83,915	117,237
法人税等	33,170	47,303
法人税等還付税額	188	-
中間純利益	50,933	69,934
(内訳)		
親会社株主に帰属する中間純利益	50,933	69,934
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
その他の包括利益	-	-
中間包括利益	50,933	69,934
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	50,933	69,934
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

( 3 ) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

( 単位 : 千円 )

	前中間連結会計期間 (自2024年7月1日 至2024年12月31日 )	当中間連結会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日 )
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	83,915	117,237
減価償却費	28,147	28,917
のれん償却額	6,296	6,296
株式報酬費用	-	10,019
受取利息	56	732
支払利息	3,288	3,317
保険解約損益( は益 )	4,688	-
売上債権の増減額( は増加 )	15,098	64,642
棚卸資産の増減額( は増加 )	47,066	62,706
仕入債務の増減額( は減少 )	16,595	3,142
未払費用の増減額( は減少 )	18,111	16,956
未払金の増減額( は減少 )	13,098	57,308
賞与引当金の増減額( は減少 )	1,568	1,900
株主優待引当金の増減額( は減少 )	-	588
その他の引当金の増減額( は減少 )	654	-
その他の資産の増減額( は増加 )	4,335	177
その他の流動負債の増減額( は減少 )	35,191	-
その他の負債の増減額( は減少 )	71,319	14,567
小計	154,162	107,793
利息の支払額	3,279	3,302
利息の受取額	48	620
法人税等の支払額	13,633	62,197
法人税等の還付額	46,309	-
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>183,607</b>	<b>42,914</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	172	1,191
無形固定資産の取得による支出	27,417	23,234
敷金及び保証金の回収による収入	-	194
敷金及び保証金の差入による支出	14,195	392
保険積立金の積立による支出	4,494	4,238
保険積立金の解約による収入	11,928	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>34,350</b>	<b>28,863</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少 )	-	100,000
長期借入金の返済による支出	22,500	22,500
自己株式の取得による支出	26,619	45,141
株式の発行による収入	1,081	1,320
新株予約権の発行による収入	-	188
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>48,038</b>	<b>33,867</b>
現金及び現金同等物の増減額( は減少 )	101,219	47,919
現金及び現金同等物の期首残高	970,857	917,631
<b>現金及び現金同等物の中間期末残高</b>	<b>1,072,076</b>	<b>965,550</b>

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

コミット型シンジケートローン

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとした取引先金融機関4行とコミット型シンジケートローン契約を締結しております。借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
シンジケートローン契約総額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	300,000	400,000
差額	1,200,000	1,100,000

(中間連結損益及び包括利益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
給料及び賞与	273,735千円	263,311千円
減価償却費	28,147	28,917
賞与引当金繰入額	21,324	29,394
退職給付費用	18,880	18,886

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,072,076千円	965,550千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	1,072,076	965,550

(株主資本等関係)

当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式10,700株の取得を行いました。この結果、当中間連結会計期間において自己株式が19,260千円増加したことにより、当中間連結会計期間末において自己株式が49,546千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	インフラテック事業	合計
モバイルエンジニアリングサービス	1,759,733	1,759,733
IoTエンジニアリングサービス	1,527,345	1,527,345
その他	633,412	633,412
顧客との契約から生じる収益	3,920,492	3,920,492
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	3,920,492	3,920,492

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

区分	インフラテック事業	合計
モバイルエンジニアリングサービス	1,634,378	1,634,378
IoTエンジニアリングサービス	1,796,326	1,796,326
その他	730,362	730,362
顧客との契約から生じる収益	4,161,067	4,161,067
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	4,161,067	4,161,067

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 7月 1日 至 2024年12月31日 )	当中間連結会計期間 (自 2025年 7月 1日 至 2025年12月31日 )
( 1 ) 1 株当たり中間純利益	27円64銭	37円55銭
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	50,933	69,934
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	50,933	69,934
普通株式の期中平均株式数(株)	1,842,664	1,862,371
( 2 ) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	27円39銭	37円55銭
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	<p>2025年 8月13日開催の取締役会 決議による第 4 回新株予約権 新株予約権の数 472個 (普通株式 47,200株)</p> <p>2025年 8月13日開催の取締役会 決議による第 5 回新株予約権 新株予約権の数 517個 (普通株式 51,700株)</p>

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月12日

ペイシス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩渕 誠

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 進

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているペイシス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペイシス株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日まで入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。